

防災・減災対策、地域の活力や安心な暮らしを支える社会基盤整備に係る予算確保について

【担当省庁】内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省

激甚化・頻発化する災害の教訓を踏まえた防災・減災対策、地域の活力や安心な暮らしを支える持続可能な社会基盤整備について十分かつ安定的に予算を確保いただきたい。

〔防災・減災対策〕

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、地方が必要とする予算を十分に確保していただきたい。

また、昨今の地震・豪雨などの災害の状況も踏まえ、対策期間終了後も切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保していただきたい。

さらに、起債制度については防災・減災対策に活用できる対象事業を更に拡大していただきたい。

〔資材価格の高騰〕

計画的に公共事業を実施するために、資材価格の高騰等を踏まえた予算を確保していただきたい。

〔アセットマネジメント〕

公共施設の長寿命化に向け、法定点検や維持管理を計画的・予防保全的に実施するため、国による支援措置を拡充していただきたい。

また、予防保全措置を中心とした効率的なメンテナンス・サイクルに移行するため、「要対策」と判定されたインフラの補修等を集中的に実施するための必要な予算を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置率を引き上げていただきたい。

【現状・課題等】

- 令和5年台風第7号の際には、強靱化予算を活用した河川改修等により、内水氾濫などを回避できた一方、山間部の谷筋からの土砂や倒木等の危険木の流出による河川閉塞等により被害が発生しており、更なる強靱化対策の推進が必要
- 資材価格が高騰しており、計画的な公共事業に必要な予算が増大
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、点検費用や道路法面等における維持管理费用、点検に基づく要対策箇所対策工事費などの安定的な財源確保が課題

京 都 府 の担当課	危機管理部 危機管理総務課 (075-414-4466)
	総務部 総務調整課 (075-414-4033)
	農林水産部 農政課 (075-414-4898)
	建設交通部 監理課 (075-414-5184)

【国の事業等】

■概算要求〔国土交通省〕

▶ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 事項要求

■防災・減災対策、インフラの老朽化対策の推進・充実

	現 行	要望事項
公共施設の点検経費、維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> 法定義務化された点検経費や施設の老朽化に伴う維持管理経費が増大 点検に要する経費は、当該年度又は翌年度に補修等を実施するものが起債対象 	<ul style="list-style-type: none"> 補修等を集中的に実施するための予算確保 点検や維持管理に要する経費について、国による支援の拡充
緊急防災・減災事業債	充当率：100% 交付税措置率：70% 期間：令和3年度～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 期間の延長
緊急浚渫推進事業債	充当率：100% 交付税措置率：70% 期間：令和2年度～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 期間の延長
緊急自然災害防止対策事業債	充当率：100% 交付税措置率：70% 期間：令和3年度～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 期間の延長
公共施設等適正管理推進事業債	充当率：90% 交付税措置率：30～50%* ※財政力に応じて措置 期間：令和4年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 充当率及び交付税措置率の引き上げ

【京都府の取組】

■橋梁点検に基づく点検結果及び補修計画

▶ 点検費用

(百万円)

▶ 補修実績及び3巡目点検の補修対象

	1巡目 (H26～H30)	2巡目 (R元～R5)
京都府	956	1,249
府内市町村	3,120	2,449

▶ 点検結果 (京都市除)

単位：橋梁数

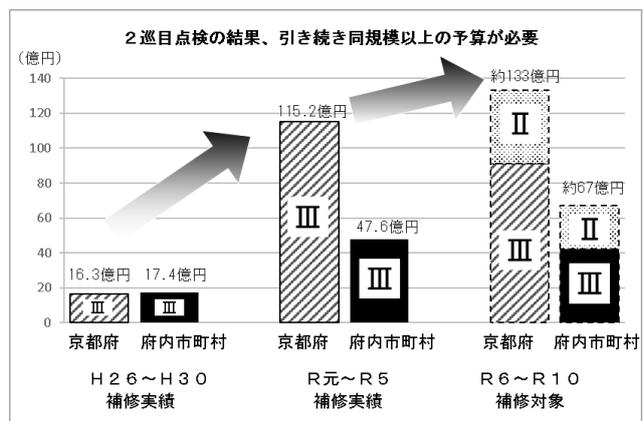
	京都市		府内市町村	
	1巡目	2巡目	1巡目	2巡目
IV	1 (0.1%)	0 (0%)	7 (0.1%)	2 (0.03%)
III	163 (8%)	113 (6%)	355 (5%)	231 (4%)
II	1,135 (52%)	1,159 (65%)	4,208 (61%)	4,069 (69%)
I	874 (40%)	516 (29%)	2,358 (34%)	1,555 (27%)

IV：緊急措置段階 (通行止)

III：早期措置段階 (要対策)

II：予防保全段階

I：健全



※3巡目では、III判定橋梁に対処しつつ、増加傾向にあるII判定橋梁の予防保全に本格着手していく必要がある。